

# 身体障害者手帳の交付申請について

## ●手帳申請に必要なもの

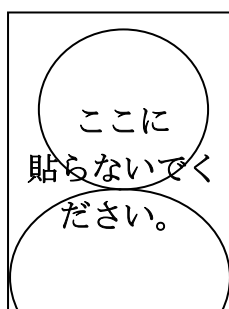
- 1 身体障害者手帳交付申請書
- 2 身体障害者診断書・意見書（15条指定医が、提出日から2ヶ月以内に作成したもの）  
※作成前に、担当の医師が15条の指定医であるかご確認ください。
- 3 身体障害児（者）台帳付表
- 4 マイナンバーのわかるもの 及び 身元確認書類

窓口では職員がマイナンバー及び提出者（来庁者）の身元確認（本人確認、代理権確認）を行います。※顔写真が付いていない証明書は2点以上で確認を行います。

マイナンバーのわかるもの…個人番号カード、通知カード 等

身元確認書類…運転免許証 等 代理権…障害者手帳 等

- 5 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・撮影から一年以内のもの
- ・スナップ写真でも可（一人で写っているもの）
- ・ポラロイド写真は不可
- ・デジカメ写真等は、家庭用のプリンターで印刷したものでなく、写真店でプリントしたもの

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

## ●提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7

松本市役所 障害福祉課 障害福祉担当（東庁舎1階）

TEL：34-3212（直通）FAX：36-9119

※書類がそろっているものは、支所・出張所から転送することができます。

ただし、受付日は障害福祉課で確認した時点です。

## ●その他

- 1 交付についての審査は長野県が行います。
- 2 交付までの目安は2ヶ月～3ヶ月程度です。ただし、県による審査の過程で、申請書や意見書の内容を確認し調整するため、さらに時間を要する場合があります。
- 3 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内（交付時に必要な持ち物、場所等を記載したもの）を郵便でお届けします。
- 4 窓口で制度の説明（1時間程度かかる場合もあります。）を受け、手帳をお受け取りください。
- 5 非該当の場合、結果を通知でお知らせいたします。